

災害発生時における排泄物衛生処理について（新規）

令和6年能登半島地震では、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震や、平成28年（2016年）熊本地震の教訓から、被災者対応は大きく改善されましたが、トイレについては、相変わらず深刻な状態が続いていました。

避難所の水洗トイレが機能しないと、汚物が堆積し、衛生面の悪化が進行、集団生活による感染症や排せつの我慢を招き、災害関連死を引き起こす原因になります。また、ひとたびトイレの機能が大きく棄損すると、問題なく使用を再開するためには相当な整備が必要となります。

群馬県は災害が少ないという楽観論が散見されますが、西暦818（弘仁九）年に関東平野北西部で発生した「弘仁地震」では、群馬県南部から埼玉県北部で、地すべり、地割れ、液状化などの強い揺れをしめす痕跡が多く、遺跡から見つかっており、新里町蕨沢遺跡では、震動で生じた地割れの中を液状化した砂が途中まで噴き上り、それを泥流が直接埋めた断面が、発掘調査で確認されています。このような災害が起こった場合、桐生市が単独被災するのではなく、広範囲に渡り等しく被災地となることから、災害支援の遅延が生じることは避けられません。他地域からの救済支援に依存するのではなく、最悪の事態を想定し自律的に衛生的で安全な市民生活を担保する行動をとることが求められます。

そのためには、日頃から市民や地元企業等中間団体と災害時のトイレ使用について、携帯トイレ、簡易トイレ等の情報共有や共通のルール作りを進めるとともに、衛生的に使用可能な公設トイレの備えも必要不可欠です。水不要で排泄物を処理できるマンホールトイレの設置に取り組むことは、減災に向けた大きな公共投資です。マンホールトイレは、災害時に下流側下水管や下水処理場が被災した場合に使用できないので、車載トイレが良いと言われていますが、車載トイレは、路面に段差があると走行できないので、災害時の路面状況によっては移動が大きく制限されます。一方で、マンホールトイレは貯留槽を備えたものも開発されており、通常時は下水道に、下水処理施設が被災した場合は、貯留機能に切り替え、被災を免れた下水処理場への汲み取り処理等が可能です。設置に際しては、市債、ふるさと納税、クラウドファンディング等を活用するとともに、マンホールトイレの必要性の周知も行い、災害時のトイレ問題について、官民一体となって安心安全な都市機能の強靱化を図ることが肝要で、老朽化の著しい市街地下水道本管の耐震化も必要ですが、まずは小学校や中学校等指定避難所への貯留機能付マンホールトイレの設置をここに要望致します。

桐生市からの回答

マンホールトイレにつきましては、災害時にすぐ使用することができることや、設置場所についても、駐車場や避難所の敷地内の段差のない場所に設置でき、洋式トイレにも対応できるということから、非常に有用なものと考えております。

貯留型のマンホールトイレであれば、大地震によって下水管が使用できない場合にも一定期間使用することが可能ですが、過去の大規模災害時にはバキューム車が不足し、汲み取りができず使用不可能となった事例や、水害時には使用する事が出来ない等の課題もあ

ります。また、導入費用が高額となることや、設置場所の地理的要件があることなども課題となっております。

このような中、桐生市では現在、携帯トイレの備蓄という形で災害用トイレの確保を図っていますが、それ以外の手法についても、過去の災害における状況等を踏まえ、引き続き多角的に調査・研究を行ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

[回答担当] 共創企画部防災・危機管理課防災・危機管理担当